

○浦添市教育委員会表彰規則

令和3年10月1日
教育委員会規則第12号

改正 令和4年2月28日教育委員会規則第8号

浦添市教育委員会表彰規則（平成6年教育委員会規則第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、浦添市の教育、文化、学術及び体育・スポーツ等の振興発展に貢献し、その功績が顕著と認められる学校その他の教育機関・団体及び個人を表彰し、もってさらなる教育の振興に寄与することを目的とする。

（対象者）

第2条 表彰の対象者は団体及び個人とする。

（表彰の種別）

第3条 表彰の種別は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 社会教育
- (2) 体育・スポーツ
- (3) 文化・学術
- (4) 学校教育
- (5) 教育行政
- (6) 善行美績

（社会教育の審査基準）

第4条 社会教育の審査基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 全市的規模の社会教育関係団体の役員として、その事業の企画、実施に5年以上従事し、社会教育の振興に著しく寄与したこと。
- (2) 社会教育活動における専門的、技術的事項の指導者として5年以上活動し、功労の著しいこと。
- (3) 地域で社会教育の企画、実施に5年以上従事し、その進展に著しい功労があったこと。
- (4) 社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体としておおむね5年以上顕著な活動実績を有し、年間活動日数、構成員の活動への参加状況等が他に比較し優れていること。

（体育・スポーツの審査基準）

第5条 体育・スポーツの審査基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 全市的規模の体育・スポーツ団体の役員として、その事業の企画、実施に5年

以上従事し、社会体育の振興に著しく寄与したこと。

- (2) スポーツ活動における専門的、技術的事項の指導者として5年以上活動し、功労の著しいこと。
- (3) 競技技術の研さんに努め、市の範囲を越えた競技会等において顕著な成績を挙げたこと。
- (4) 地域又は職域におけるスポーツ活動の振興を目的として結成された団体であって、おおむね5年以上顕著な活動実績を有し、地域における体育の普及に貢献したこと。

(文化・学術の審査基準)

第6条 文化・学術の審査基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市を拠点に創作活動を行い、相当の期間高い水準の作品を発表し続け、市の範囲を越えた展示会、舞台発表又は作品展等に入賞したこと。
- (2) 顕著な活動実績をおおむね10年以上有し、芸術文化水準の向上又は芸術活動の普及に著しく貢献したこと。
- (3) 人文科学又は自然科学について研究した者で、その成果が公的に相当の評価を得たこと。
- (4) 文化財の保存・保護及び活用並びに文化財愛護思想の普及におおむね10年以上にわたり活動し、当該分野に貢献したこと。
- (5) 伝統的文化の保存、継承及び普及等におおむね10年以上にわたり活動し、当該分野に貢献したこと。

(学校教育の審査基準)

第7条 学校教育の審査基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教科の指導その他の教育活動についての研究又は実践活動を行い、当該研究又は実践活動が次のいずれかに該当するもの
 - ア 研究の場合にあつては、その成果について権威ある機関・団体から表彰を受ける等公的に相当の評価を受けたこと。
 - イ 実践活動の場合にあつては、実態に即した指導計画のもとに数年にわたり継続的な実践活動を行い、その成果が公的に相当の評価を受けたこと。
 - ウ 学校単位の研究にあつては、ア又はイのいずれかに該当するとともに当該学校における研究及び指導体制が確立されていること。
- (2) 幼児・児童・生徒の健康、安全、環境衛生の維持改善等を数年にわたり行い、その向上に著しい成果を挙げたこと。
- (3) 学習指導やその他教育活動に関する研究又は継続的教育実践活動を行い、学校

長等が認める成果を挙げたこと。ただし、この場合において、第11条に規定する内申は各学校長等につき一団体又は一個人とする。

(教育行政の審査基準)

第8条 教育行政の審査基準は、教育行政に尽力し、その推進に著しく寄与したもののうち、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育委員として8年以上尽力し、顕著な功労があったこと。
- (2) 教育上の調査、研究又は改善について、功績が顕著なこと。
- (3) 職務の遂行に関し、職員の名誉を高め、又は他の模範になる行為があったこと。

(善行美績の審査基準)

第9条 善行美績の審査基準は、市内に住所を有する幼児・児童・生徒又はその所属する団体のうち、次に掲げるとおりとする。

- (1) 沖縄県規模の大会又はコンクール等で優勝したこと。
- (2) 全国規模（九州大会含む。）以上の大会又はコンクール等で優勝又は準優勝したこと。
- (3) 父母、家庭を助け、あるいは平素の行いが正しく他の幼児・児童・生徒にも良い感化を与えたこと。
- (4) 地域社会に対して奉仕活動等の善行を継続して行っていること。
- (5) 子ども会、子どもクラブ等の青少年グループにおいて活発な活動を続け、その活動が他の模範となっていること。
- (6) 人命、災害救助等を行ったこと。

(その他の審査基準)

第10条 第4条から前条に定めるもののほか、教育長が必要と認めるときは表彰の対象とすることができる。

(内申)

第11条 学校その他の教育機関・団体及び個人が第4条から前条のいずれかに該当すると認められるときは所属長及び団体の代表者等は、表彰内申書（様式第1号）により委員会に内申するものとする。

2 前項の内申は、毎年11月中に行う。ただし、随時に内申を行う必要がある場合には、この限りでない。

(表彰選考審査会の設置)

第12条 内申された者及び団体の選考を公平かつ適切に行うため、表彰選考審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、内申された者及び団体の行為、功績又は業績に関し表彰の適否を審査

する。

(審査会)

第13条 審査会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、教育長をもって充てる。
- 3 副会長は、教育部長及び指導部長をもって充てる。
- 4 委員は、関係所属長をもって充てる。

(審査会の運営)

第14条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 5 審査会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(令4教委規則8・一部改正)

(意見等の聴取)

第15条 会長は、必要があるときは、関係者を会議に出席させて必要な説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(被表彰者の決定)

第16条 審査会は、第12条第2項の規定による審査結果を委員会に報告しなければならない。

- 2 委員会は、審査会の報告を参考にし、被表彰者を決定する。

(表彰の時期)

第17条 表彰は、毎年1月から3月までの適当な時期を選定して行うものとする。ただし、委員会が必要であると認めるときは、その都度行うことができる。

(表彰の方法)

第18条 表彰は、委員会が表彰状を授与して行う。

- 2 副賞として、賞品又はその他適当と認めるものを添えることができる。

(追彰)

第19条 表彰を受ける者が表彰前に死亡したときは、その表彰状及び副賞はその遺族に交付する。

(名簿の記載)

第20条 表彰を行ったときは、個人については、表彰者名簿(様式第2号)に、団体については表彰団体名簿(様式第3号)に記載するものとする。

(表彰の取消し)

第21条 表彰を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、表彰せず、又は表彰を取り消すことができる。

- (1) 表彰に関して虚偽又は不正行為があったとき。
- (2) 本人の責めに帰すべき行為により著しく名誉を失墜し、表彰の栄誉を失ったと認めたとき。
- (3) その他表彰を取り消すことが相当であると認められる行為があったとき。

2 前条に規定する表彰者名簿又は表彰団体名簿に記載されているものが、前項により取り消された場合には、当該名簿から削除するものとする。

(委任)

第22条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年2月28日教育委員会規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第11条関係）

表 彰 内 申 書

浦添市教育委員会 殿

名 称
氏 名
住 所
電 話

浦添市教育委員会表彰規則第11条の規定により内申します。

(ふりがな) 氏 名					
(ふりがな) 団 体 名・ 代表者氏名					
生年月日				年齢（学年）	
設立年月日				活動年数	
表 彰 理 由	適 用 規 定	規則第（ ）条第（ ）号（ ）			
	表 彰 に 値 する 功 績 の 詳 細				
		※ 学校長承認欄 ☐			
過 去 に お い て 受 け た 表 彰 等		(年月日)	(表彰団体)	(名称)	(表 彰 内 容)

※表彰に値する功績を示す書類（賞状）等があれば写しを添付して下さい。

※善行美績（団体）の場合は、別添「団体構成員名簿」の添付をして下さい。

※第 7 条に基づいて提出する場合は、学校長が内容を確認後、承認欄にチェックを入れて下さい。

別添

団体構成員名簿

団体名：_____

NO	氏 名	ふ り が な	学年	備 考

- ※ 各大会においての登録選手名簿者を対象とする。
- ※ 名前の誤りがないようにお願いします。ふりがなも忘れずに記入して下さい。

様式第2号（第20条関係）

表	彰	者	名	簿
---	---	---	---	---

[illegible]

様式第3号 (第20条関係)

[illegible][illegible]